（仮称）内川情景条例に必要な項目等

【目次】

①（仮称）内川情景条例に必要な項目　・・・・・　２
②他都市の事例　・・・・・１４

①（仮称）内川情景条例に必要な項目

１．（仮称）内川情景条例策定の検討の進め方

・（仮称）内川情景条例は、富山県景観条例及び他都市・地区の事例を参考とし、令和７年度までの取組みや、令和８年度の取組み（空き家の利活用、ファンド等）の動向も踏まえながら検討を進めます。

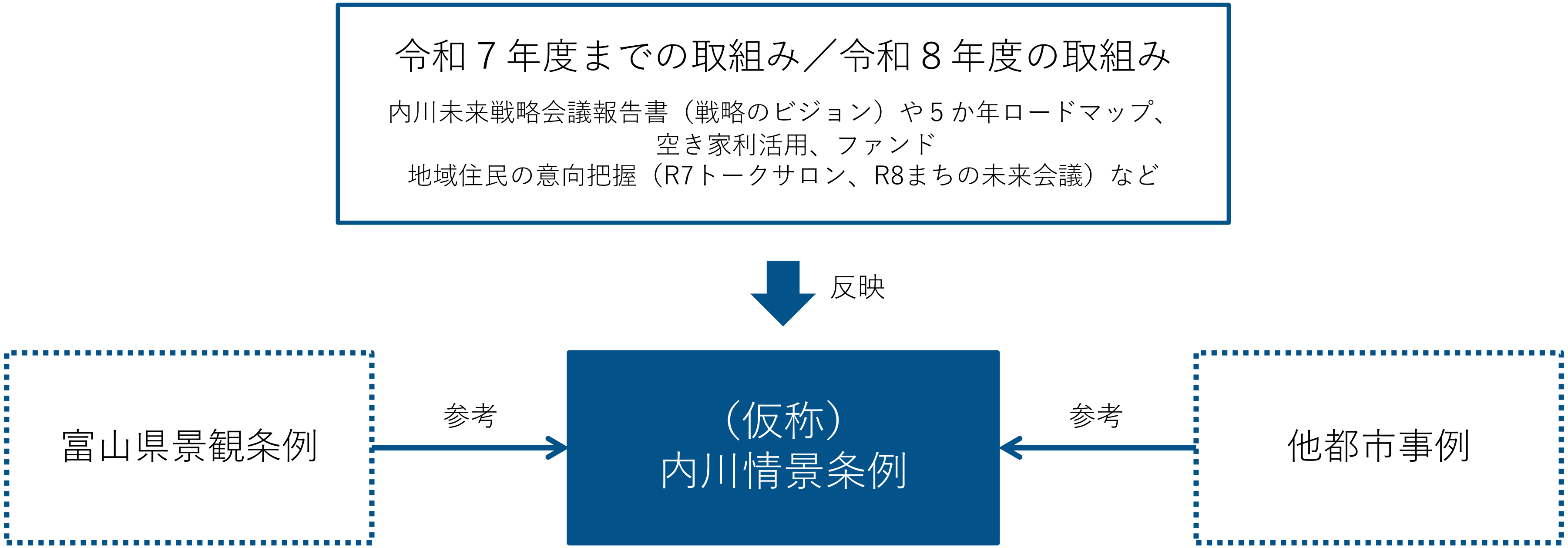

2．（仮称）内川情景条例に必要な項目の抽出

・（仮称）内川情景条例の３つの役割（資料２）を踏まえ、条例に必要な項目を次のとおり抽出する。

◆ 条例の３つの役割

① 言語化・明文化	② 地域を守る「盾」	③ 暮らしと誇り
これまで守り続けてきた地域の価値を、明確な言葉と文章に残す	外から来る人々に、都合よく変えさせないための拠り所となる	今住んでいる皆様が安心して暮らし続け、誇りを持てるためのもの

◆ 条例に必要な項目案

【地域の価値やビジョン、前提となる事項の共有】

○価値とビジョン
→未来につなぎたい情景の特性
→まちなみづくりの行動指針、
→目指すまちの姿

○条例の目的や定義
→目的、情景など重要な用語の定義

○まちなみづくりの主体と役割
→主体と責務
→国・県への協力の要請

【内川の情景の基調となっている建物やまちなみを継承する仕組み】

○外部資本による大規模開発の懸念への対応
→大規模な土地取引・開発に対するルールづくり

○内川の景色や雰囲気にそぐわない建物の懸念への対応
→建築物の新築・改修時における情景への配慮

【暮らしに根付き継承される資源を未来つなぐための仕組みと体制】

○維持管理の工夫とともに継承される資源の保全と活用
→内川に停泊する漁船やおんぞはん等の資源を、象徴資産やまちなみ資源として認定、維持管理活動と合わせた価値づけ

○空き家の増加の一方、リノベーションが増加
→町家・番屋の喪失を防ぐ
→リノベの担い手とも連携し、活用へつなげる

○多様な主体により情景を守り、創り、育てるためのインセンティブや体制
→表彰、優良事例として認定
→普及啓発の仕組み
→専門家からの助言や指導

①言語化・明文化　－地域の価値やビジョン、前提となる事項の共有

● 現況

・内川未来戦略会議報告書（2025年3月）においてビジョン、指針、アクションが示され、その具体化に向けた段階にある。
・内川まちの未来会議において、未来へつなぎたい内川の風景と、その背景にある暮らしや文化、未来へつなぐためにできることの検討がされている。

■価値とビジョンの検討イメージ

・**未来につなぎたい情景の特性**
・**まちなみづくりの行動指針**、
・**目指すまちの姿**

内川情景条例等策定検討委員会

内川まちの未来会議

住民等（漁業者、商業者、自治会、団体等）

庁内関係各課

■まちなみづくりの主体と役割のイメージ

住民等
（漁業者、商業者、自治会、団体等）
条例の施策を活用した身近なまちなみづくり

事業者
情景ルールに即した建築物等の新築・改修など

行政
条例に定める施策の実行、運用
市民・事業者のまちなみづくりを支援

来訪者（関係人口）
地域への配慮のもと情景を体感、消費活動、情景の発信・PR、移住・開業

国・県
河川・港湾、橋梁、道路等の公共事業のまちなみづくりへの協力

②地域を守る「盾」　－内川の情景の基調となっている建物やまちなみを継承する仕組み

● 現況

・約1,300年前の古くから栄え、新湊漁港に水揚げされる水産資源により、漁業とその関連産業（製造・加工、鮮魚店、割烹、寿司店など）を中心とした営みで形成された湊町である。
・浜街道と内川をつなぐ町家・番屋、延焼防止のための意匠など、集まって暮らす知恵が凝縮した建物がまちなみとして継承され、内川沿いと一体となって内川の情景の基調となっている。

■現況のまちなみ

浜往来（北側）のまちなみ

内川沿いのまちなみ

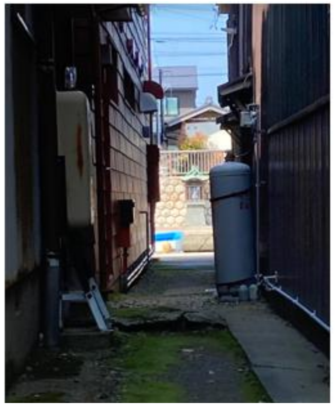
小路

町家の中庭の緑

角切りの建物

②地域を守る「盾」　－内川の情景の基調となっている建物やまちなみを継承する仕組み

● 現況

・空き家の増加する一方で、リノベーションした飲食店や民泊施設等の開業も増加している（直近10年で30店舗以上）。
・特に内川沿いにリノベーション物件が多く立地している。

②地域を守る「盾」　－内川の情景の基調となっている建物やまちなみを継承する仕組み

■外部資本による大規模開発の懸念
⇒もしも、内川沿いに大規模開発が進行したら、、、

現況

生成AIによるシュミレーション

②地域を守る「盾」　－内川の情景の基調となっている建物やまちなみを継承する仕組み

■内川の景色や雰囲気にそぐわない建物の懸念
⇒もしも、内川の情景とは異なる建築物が増加したら、、、

現況

生成AIによるシュミレーション

③暮らしと誇り　－暮らしに根付き継承される資源を未来つなぐための仕組みと体制

●　現況

・漁業の近代化と船の大型化により、新湊漁港へ停泊する船が増加しつつある。また、現役の漁船と、利用されない漁船が混在するなど、漁業と川沿いの暮らしのつながりが薄れてきている。
・内川遊覧と12橋を巡るクルーズ船が運行されている。
・お社などの清掃・維持管理、獅子舞などの祭礼の担い手不足が課題だが、残すために町内のおんぞはんを一か所に集めたり、祭礼のあり方を変化させながらも大切に継承している。
・令和７年12月、「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」がユネスコ無形文化遺産に登録された。

番屋と漁船

漁業の風景

内川遊覧クルーズ

町内のおんぞはんを一か所に集めた
地蔵堂（奈呉町）

氣比住吉神社

曳山

地域資源図

③暮らしと誇り　－暮らしに根付き継承される資源を未来つなぐための仕組みと体制

■もしも、内川から漁船が無くなってしまったら、、、

現況

生成AIによるシュミレーション

■もしも、内川から漁船が無くなり、内川の情景とは異なる建築物が増加したら、、

生成AIによるシュミレーション

３．（仮称）内川情景条例に必要な項目案

・内川地区の現況や（仮称）内川情景条例の役割を踏まえ、本条例に必要な項目案を次のとおり提示する。

条例のねらい	項目案	
1 言語化・明文化 【地域の価値やビジョン、前提となる事項の共有】	〈価値とビジョン〉 →未来につなぎたい情景の特性、まちなみづくりの行動指針、目指すまちの姿	前文として規定を検討
	〈条例の目的や定義〉 →目的、情景など重要な用語の定義	条文として規定
	〈情景づくりの主体と役割〉 →主体と責務、国・県への協力の要請	
	〈方針や施策、取組みの範囲を位置付ける計画の策定〉	
2 地域を守る「盾」 【内川らしさの基調となっている建物や通りを継承するための仕組み】	〈大規模な土地取引・開発への対応〉 →大規模な土地取引・開発に対して早期に把握、地域のルールや意向の反映	
	〈建築物の新築・改修への対応〉 →建築物の新築・改修時における情景への配慮	
3 暮らしと誇り 【暮らしに根付き継承される資源を未来つなぐための仕組みと体制】	〈町家・番屋の喪失への対応〉 →町家・番屋の喪失を防ぎ、リノベーション等の活用へつなげるための体制・仕組みづくり	
	〈情景を象徴する資産等の継承〉 →内川に停泊する漁船やおんぞはん等の資源を象徴資産やまちなみ資源として認定、維持管理活動と合わせた価値づけ	
	〈インセンティブ、多様な人材によるサポート〉 →表彰、優良事例として認定、普及啓発の仕組み、専門家からの助言や指導 まちなみづくりのパートナーとなる団体・事業者との連携	
	・（仮称）内川情景推進委員会の設置	

②他都市の事例

1．参考になり得る他都市・地区の条例

- （仮称）内川情景条例は、憲法第94条及び地方自治法第14条第1項に基づく「自主条例」を想定している。
- 全国的な景観や環境、土地利用等に関する自主条例は、高度経済成長期における歴史的なまちなみ保全に端を発し、自然環境の保全や開発の規制・誘導等に広がった。
- このような状況を踏まえ、次に示す条例の構成や内容等を参考とし、（仮称）内川情景条例の検討を進めます。

■　参考になり得る他都市・地区の条例

名称	参考とする事項
富山県景観条例 （平成14年9月）	• 目的 • 基本理念 • 責務　など
金山町の風景と調和した街並み景観条例 （昭和61年3月）	• 条例の前文 • 街並み景観形成地域及び街並み景観形成特定地区の指定 • 街並み景観形成基準の遵守と助言及び指導　など
京都市京町家の保全及び継承に関する条例 （平成29年11月）	• 条例の前文 • 基本理念等 • 町家の保全・継承のための施策　など

2．富山県景観条例及び景観施策

出典：富山県HP
（https://www.pref.toyama.jp/1507/kendodukuri/toshikeikaku/keikaku-tochi/kj00022941/index.html）

①概要と特徴

- 富山県では、地域の特性を活かした景観の保全及び創造を図ることを目的として、平成14年9月に富山県景観条例を制定、平成15年4月から条例を施行しており、景観づくりに関するさまざまな施策に取り組んでいる。

※本条例は、景観行政団体である富山市、高岡市、氷見市、砺波市以外の県内市町村が対象（条例の一部を除く）

富山県景観条例の構成

- 第１章 総則
- 第２章 景観づくりの基本方針等
- 第３章 景観づくりの推進に関する施策
  - 第１節 県民等の活動による景観づくり
  - 第２節 水と緑とふるさとの景観づくり
  - 第３節 公共事業及び大規模行為の景観づくり
  - 第４節 重点地域の指定等による景観づくり
- 第４章 富山県景観審議会
- 第５章 財政措置等
- 第６章 罰則

景観づくりの施策

- 富山県景観づくり基本方針（第２章）
- 景観づくりフォーラム／景観づくり住民協定（第３章 第１節）
- 「とやまビューポイント（ふるさと眺望点）」／富山県眺望景観保全指針について（第３章 第２節）
- 大規模行為の届出／「立山・大山地区景観づくり重点地域」における届出（第３章 第４節）
- うるおい景観（環境）とやま賞／景観づくりへの支援（第５章）

●とやまビューポイント（ふるさと眺望点）

- 富山県では、立山連峰に代表される世界的な山岳景観等、素晴らしい眺望景観に恵まれている。これらの**優れた景観を眺望できる地点を県民の皆様の地域への誇りと愛着に繋げ、県内外の人々に紹介するため**に「ふるさと眺望点」として30地点を指定している。
- その後、北陸新幹線の開業等により観光客入込数が増加していることから、観光振興にも資するよう愛称を「とやまビューポイント」とし、令和3年3月に30地点追加指定し、既指定と合わせて60地点となった。

●富山県眺望景観保全指針（令和4年3月）

- 「とやまビューポイントからの眺望景観の保全の継続的な取組みが必要」との富山県景観審議会の意見を受け、眺望景観がよりよい姿で次代に継承されることについて、土地所有者等、地域住民、市町村の関係者に協力いただけるよう、眺望景観保全指針を策定している。

海王丸パーク親水護岸 から見る ベイエリア（平成18年指定）

内川沿いの町並み（平成22年指定）

【配慮事項】

- 内川沿岸で建築を行う場合は、その建築物は、現状と同様に、階数を２以下、切妻の平入で瓦葺き屋根のものとし、外壁等の色彩は中低彩度とすること。
- 内川沿岸の建築物の外観を変更する場合は、外壁等の色彩は中低彩度とすること。

●大規模行為の届出

- 大規模な建築物の新築や土地の造成などの大規模行為は、地域の景観に大きな影響を及ぼす場合があることから、着手30日前に届出ることになっている。

●「立山・大山地区景観づくり重点地域」における届出

- 富山県内の山岳や河川、町並みなど優れた景観の中でも、特に「県民に親しまれ県の顔となる地域」、「新たに良好な景観を形成していく地域」を「景観づくり重点地域」に指定される。
- 平成21年10月に「立山・大山地区景観づくり重点地域」を指定し、建築物の新築や土地の造成などの行為は、着手30日前に届出ることになっている。

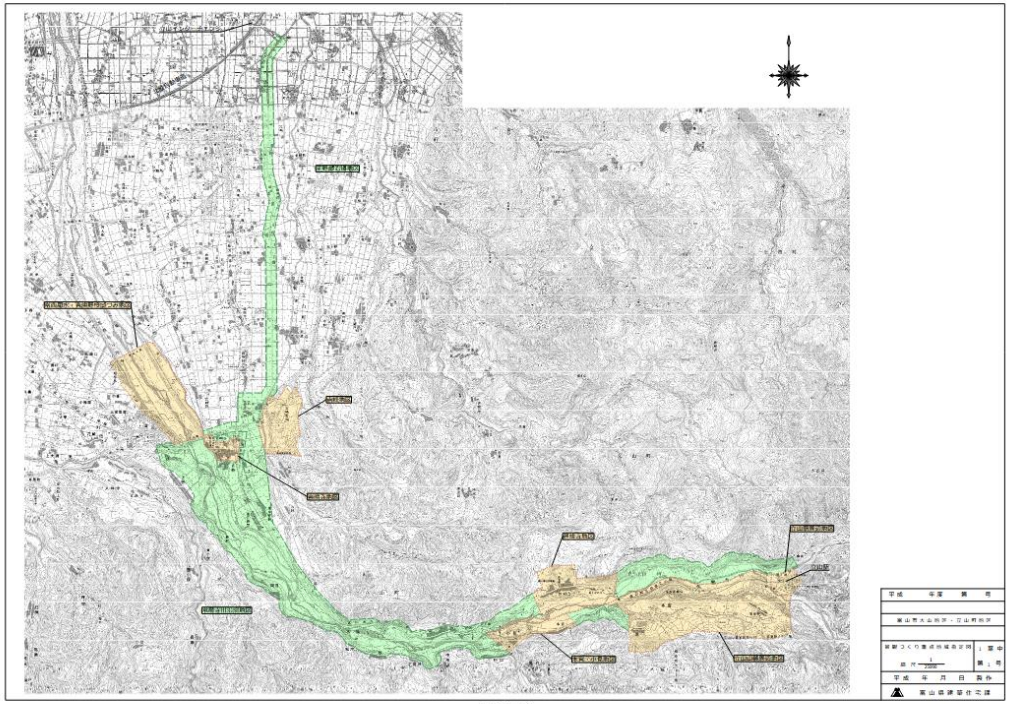

立山・大山地区景観づくり重点地域の対象区域

■届出の流れ

	大規模行為（県内全域）	重点地域
建築物	高さ２０ｍ超又は建築面積１，５００㎡超	建築面積 10 ㎡超
工作物	煙突、排気塔等で高さ20ｍ超	煙突、排気塔等で高さ５ｍ超
開発行為	土地の面積3,000㎡超で、高さ５ｍ超かつ長さ１０ｍ超の法面が生ずるもの	土地の面積300㎡超又は高さ1.5ｍ超の法面が生ずるもの

届出が必要な規模（県内全域、重点地域）

●うるおい景観（環境）とやま賞【景観フォト部門】

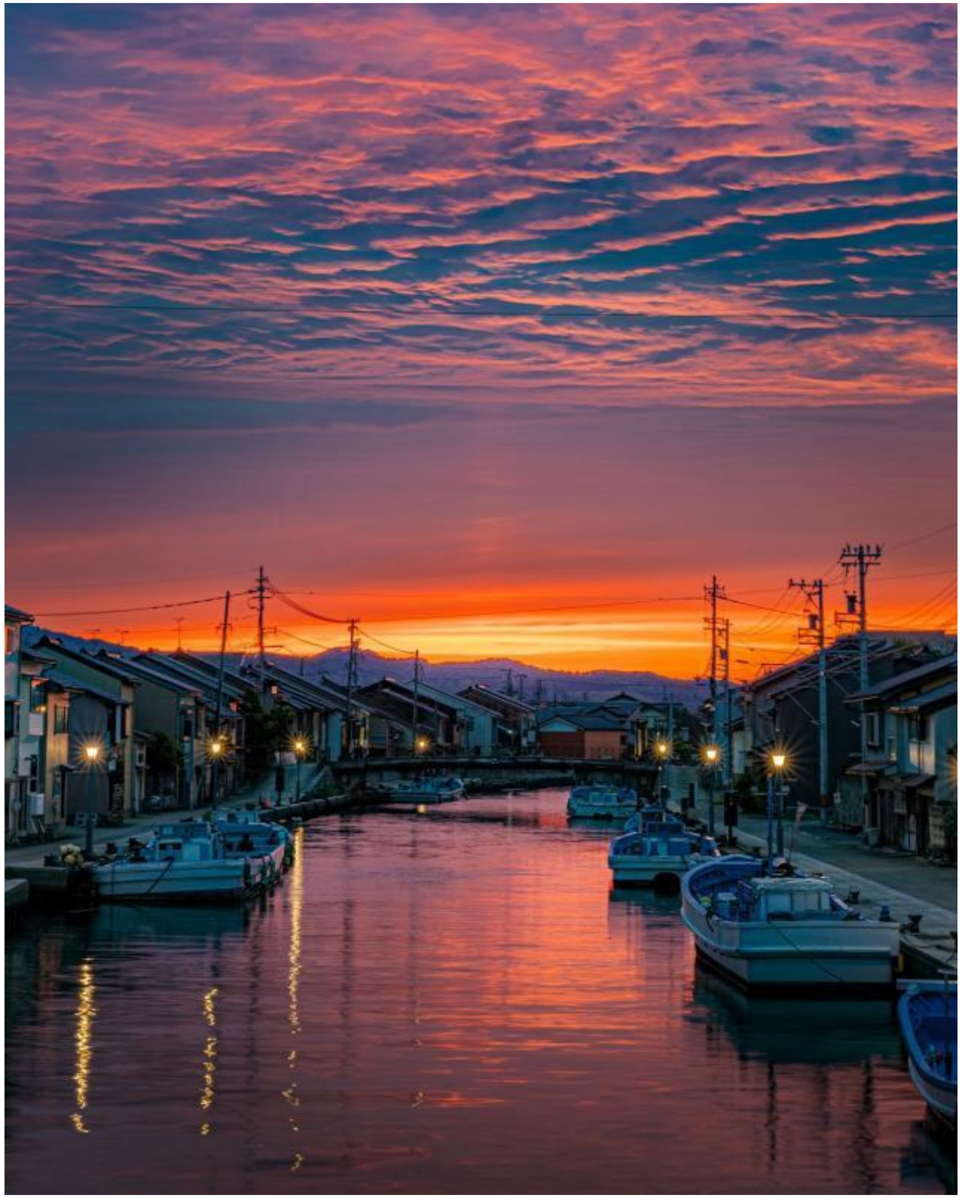

内川さんぽ、春の夕焼け（令和7年度入選）

●景観づくり事業費補助金

- 富山県では、景観づくり施策を推進するために、住民団体や事業者のみなさんが行う景観づくりのための取り組みに対し、市町村が補助する場合に予算の範囲内で補助を行っている。
- 市町村が景観づくりを推進するために行う事業に対しても、補助を行っている。

②情景条例の参考になりそうな事項

本条例は、現在、射水市にも適用されていることから、目的、基本理念、責務などの継承に努めることとしたい。

（目的）

第１条 この条例は、景観づくりについて、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観づくりの基本となる事項を定めることにより、地域の特性を生かした優れた景観の保全及び創造を図り、もって水と緑といのちが輝く美しい県土の形成に資することを目的とする。

（基本理念）

第３条 景観づくりは、優れた景観が県民にとって貴重な財産であることにかんがみ、優れた景観が次代に適切に継承されることを旨として、行われなければならない。
２ 景観づくりは、本県のかけがえのない美しく豊かな自然を守り、地域の歴史、文化等の個性を生かし、水と緑で彩られ、魅力あふれる景観を創ることを旨として、行われなければならない。
３ 景観づくりは、県民の景観づくりの心を基本として、県民の主体的かつ積極的な取組を通じて、行われなければならない。
４ 景観づくりは、景観が人の社会的経済的活動の展開の中で形成されていくものであることにかんがみ、県、市町村、県民及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進されなければならない。

（県の責務）

第４条 県は、前条に定める景観づくりについての基本理念にのっとり、景観づくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
２ 県は、景観づくりにおいて、県民、事業者及び市町村の主体的な取組に配慮しつつ、先導的な役割を担うよう努めるものとする。
３ 県は、景観づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重するとともに、県民、事業者及び市町村の意見を反映するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市町村の責務）

第５条 市町村は、基本理念にのっとり、県の施策と相まって、地域の特性に応じた景観づくりに関する施策を推進するよう努めるものとする。
（県民の責務）
第６条 県民は、基本理念について理解を深め、身近な景観づくりに努めるとともに、相互に協力して地域における景観づくりを推進するよう努めるものとする。
２ 県民は、県及び市町村が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第43条 県は、景観づくりに関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（顕彰）

第44条 知事は、景観づくりに関し顕著な功績のあった者又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

3．金山町の風景と調和した街並み景観条例、金山町地域住宅計画（HOPE計画）

出典：金山町HP
（https://www.town.kaneyama.yamagata.jp/kurashi/machizukuri/machinamizukuri100nenundo/index.html）

①概要と特徴

- 金山町の景観づくりは、昭和30年代から町民と行政が一体となって築き上げてきた歴史があり、その節目として「金山町街並み景観条例」が誕生しました。条例の全文にも「わたしたち町民は、英知と総意を結集し…」と記されており、「町民自らが街並み景観の形成に寄与する」思想が明確に示されている。
- 景観条例では、建築物等の届出制度を設けるとととともに、助言・指導や助成制度を通じて、街並み景観との調和を図る誘導型の景観形成を行っている。
- 金山町地域住宅計画では、「良好な住宅市街地の形成」「地域住宅文化の形成」「地域住宅産業の形成」の3つの視点から、美しい街並み形成の考え方や地域に適した住宅モデル、その推進方法を体系的に整理している。また、金山型住宅の普及を基本とし、地域の風景や特性を十分に生かした、快適で美しい居住環境づくりを進めるための指針となっている。
- 住宅建築コンクールや助成制度などを通じ、地元の金山杉を利用した「金山住宅による家並みづくり」の普及と金山大工の技術向上を目指している。

金山町の風景と調和した街並み景観条例の構成	
本則	第1条（目的） 第2条（定義） 第3条（町の責務） 第4条（町民等の責務） 第5条（指定） 第6条（街並み景観形成基準） 第7条（行為の届出等） 第8条（街並み景観形成基準の遵守） 第9条（街並み景観形成基準に基づく助言及び指導） 第10条（街並み景観審議会） 第11条（援助等） 第12条（規則への委任）
附則	
附則（平成24年6月13日 条例第12号）	

美しい風景と街並みをつくる案内書

みんなで街並みづくり100年運動をすすめよう

「街並み（景観）づくり100年運動」（昭和59年）のもと、昭和61年3月に「金山町街並み景観条例」が制定されて以来、町の個々の住宅を金山大工たちがつくり出した「金山住宅」に誘導することによって、街並みの整備が進められてきた。現在、金山町に見られる街並みの統一感は、長年に亘る町民による一つ一つの成果の積み重ねによるものである。
条例制定から四半世紀が過ぎ、運動の継続と発展をめざし、金山町の豊かな自然風景への配慮を盛り込み「金山町の風景と調和した街並み景観条例」と改めた。この案内書は、その中で住宅を作る際、守って頂きたい内容を具体的に示したものである。

山形県金山町

●美しい風景と街並みをつくる案内書

- 金山町では、町の個々の住宅を金山大工たちが作り出した「金山住宅」に誘導することにより、街並み整備が進められている。
- 住宅を作る際、守ってもらいたい内容を具体的に記した案内書を作成している。

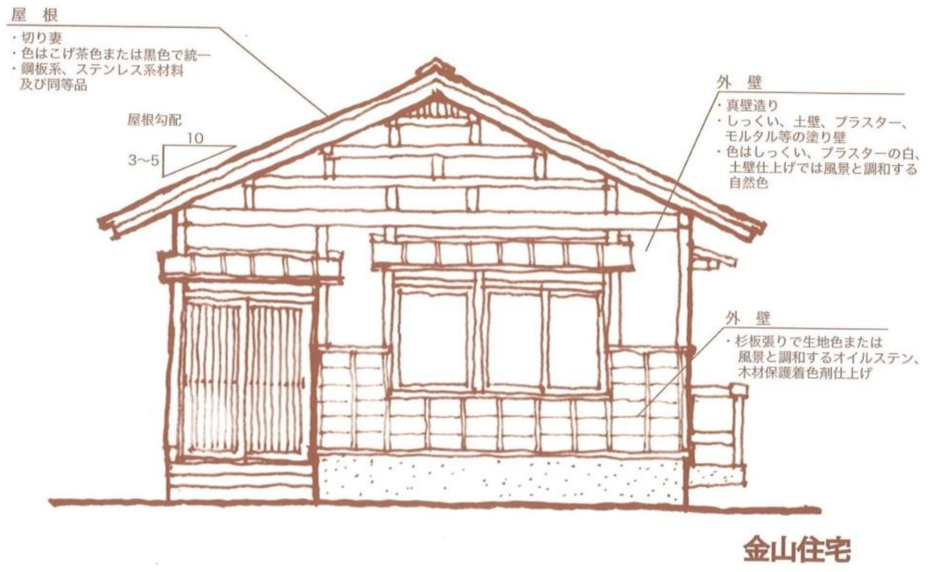

●街並み景観助成金

- 金山町では、「金山町街並み形成基準」に合致した建築物などに対して助成を行っている。
- 屋根の形や一部の材料が形成基準をクリアしない場合、木塀の増改築や修繕、外観の色彩変更等にも助成金の対象となる場合もある。

●住宅建築コンクール

- 金山住宅の普及と金山大工（職人）の技術の向上を目的として始めている。
- 応募された住宅と周囲の環境・景観についても審査を行っており、審査は配置及び平面計画、素材の選択、技術、仕上げ、形、色彩等について100点満点の減点方式で評価さる。

住宅建築コンクール受賞建築物（平成7-8年　優良賞）

②情景条例の参考になりそうな事項

本条例のうち、町民と行政が一体となり築き上げげたことが伝わる「前文」、目的、責務、援助等が情景条例の参考となりそうである。

（前文）

“険しい尾根を越えて非常に美しい風変りな盆地に入つた。ピラミッド型の杉の林で覆われ、その麓に金山の町がある。ロマンチックな雰囲気の場所である。私はここ2、3日ここに滞在したいと思う……”　（明治11年7月）
――イサベラ・バード女史(英国地理学会特別会員)の「日本奥地紀行」の一節より――
わたしたちの町金山は、羽州街道沿いに開けた宿場町で、白壁造の土蔵、住いが周囲の山々の緑に映える落ちついた街並みはバード女史が訪れて一世紀過ぎた今もあまり変わりなく“常緑杉山四方にめぐらして光静けき水清き町”を形づくつている。
わたしたち町民は、この町民の共有する貴重な財産である金山らしい街並みや自然を保ち、さらにつくり上げて後世に引き継ぐことがわたしたちに課せられた重大な責務と考える。しかし、近年必ずしも町の風土、環境になじまない家並みが目立ちはじめる等、ふるさとのよさが失われつつある。
いまこそ、わたしたちは、先人が伝えてくれた金山らしい文化、自然を生かし、地域経済の活性化を促しながら、金山の産材、金山職人の技術、金山町民が独自に創り上げげた外観と内部の仕上げに特徴を持つ「金山住宅」を柱に、金山町の風景と調和した街並み景観づくりを進めていかなければならない。
わたしたち町民は、英知と総意を結集し、永遠に居住するこの金山町を、より美しく誇り高い郷土につくり上げることを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条　この条例は金山町の風景と調和した個性豊かな街並み、自然の美観の維持及び増進並びに新しい街並み景観の形成に関する必要な事項を定め、もつてわたしたちが自らの手でより快適で誇り高い郷土につくり上げることを目的とする。

（町の責務）

第3条　町は、この条例の目的を達成するための基本的かつ総合的な施策を策定するよう努めるとともに、これを実施しなければならない。
2　町は、前項の施策の策定及びその実施に当たつては、町民及び事業者等(以下「町民等」という。)の意見が十分反映されるよう努めるものとする。
3　町は、公共事業等の施行に際し、街並み景観の形成に先導的役割を果たすよう十分配慮する。
4　町は、町民等が街並み景観の形成に寄与することができるよう街並み景観の形成に関する調査、研究、知識の普及、啓発を図る等の必要な措置を講じなければならない。

（町民等の責務）

第4条　町民等は、自ら進んで街並み景観の形成に寄与するよう努めるとともに、街並み景観の形成に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。
2　町民等は、街並み景観の形成に寄与するため相互に協力するものとする。

（援助等）

第11条　町長は、街並み景観の形成のために必要な行為をしようと認める者に対し、技術援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成し、若しくは融資することができる。

4．京都市京町家の保全及び継承に関する条例

出典：京都市HP（https://kyomachiya.city.kyoto.lg.jp/）

①概要と特徴

- 京都市では、全市的に空家等の活用や適正管理等に関する条例を定めていますが、この他に京町家の保全・継承の取組を進めている。
- 平成12年に「京町家再生プラン」を策定し、多くの方々と連携しながら京町家の保全・再生に向けた取組を展開し、さらに、平成29年11月には、京町家の価値を改めて見直し、保全・継承に繋げるため、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」（京町家条例）を制定。
- 本条例は、京町家の所有者だけでなく、使用者や事業者、市民活動団体、市民、行政等、多様な主体が連携して京町家の保全・継承に取り組むことや、京町家の取壊しの危機を事前に把握し、保全・継承に繋げる仕組みとして京町家の解体に係る事前届出制度などを定めている。

京都市京町家の保全及び継承に関する条例	
前文	
第１章　総則	
第２章　京町家の保全及び継承に関する基本的施策	第１節　京町家保全・継承推進計画 第２節　本市による 京町家の保全及び継承のための施策 第３節　事業者による京町家の保全及び継承のための取組
第３章　京町家の保全及び継承に係る協議	
第４章　京町家保全重点取組地区 の指定	
第５章　重要京町家の指定等	
第６章　京町家の解体に係る届出等	
第７章　京町家保全・継承審議会	
第８章　雑則	
第９章　罰則	
附則	

昭和 25 年以前に建築　※1		必須条件
木造建築物		必須条件
伝統的な構造…「伝統軸組構法」や「伝統構法」と呼ばれる構造		必須条件
都市生活の中から生み出された形態又は意匠	3 階建て以下	必須条件
	一戸建て又は長屋建て	必須条件
	平入りの屋根　※2	必須条件
	通り庭…道に面した出入口から続く細長い形状の土間	いずれか1つ以上を有する
	火袋…通り庭上部の吹き抜け部分	いずれか1つ以上を有する
	坪庭又は奥庭	いずれか1つ以上を有する
	通り庇…道に沿って設けられた軒	いずれか1つ以上を有する
	格子（伝統的なものに限る）…虫籠窓や京格子など	いずれか1つ以上を有する
	隣地に接する外壁又は高塀	いずれか1つ以上を有する

必須条件 ＋ いずれか1つ以上を有する

京町家の定義等

②京町家条例に基づく指定制度

- 趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を効果的に進めるため、個別の建物（個別指定）や区域（地区指定）を指定してる。

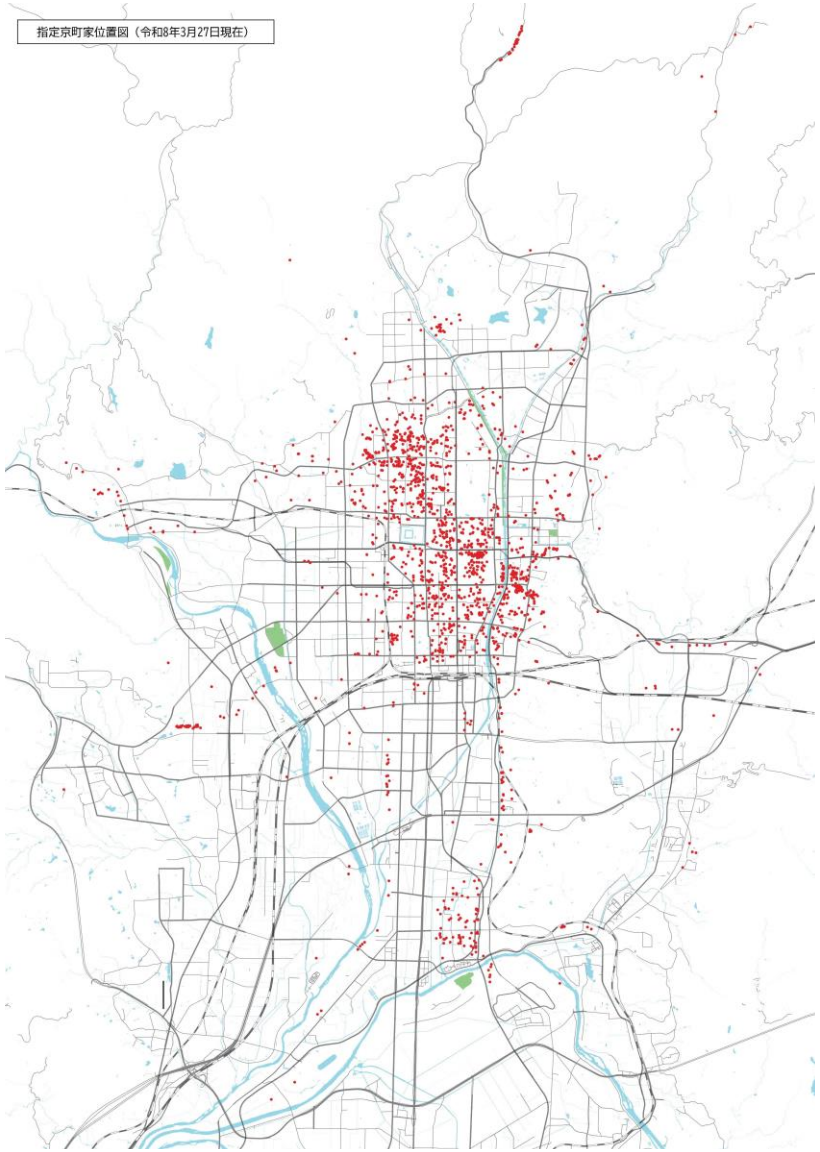

個別指定京町家の分布（1,702軒が指定）

指定地区の位置図

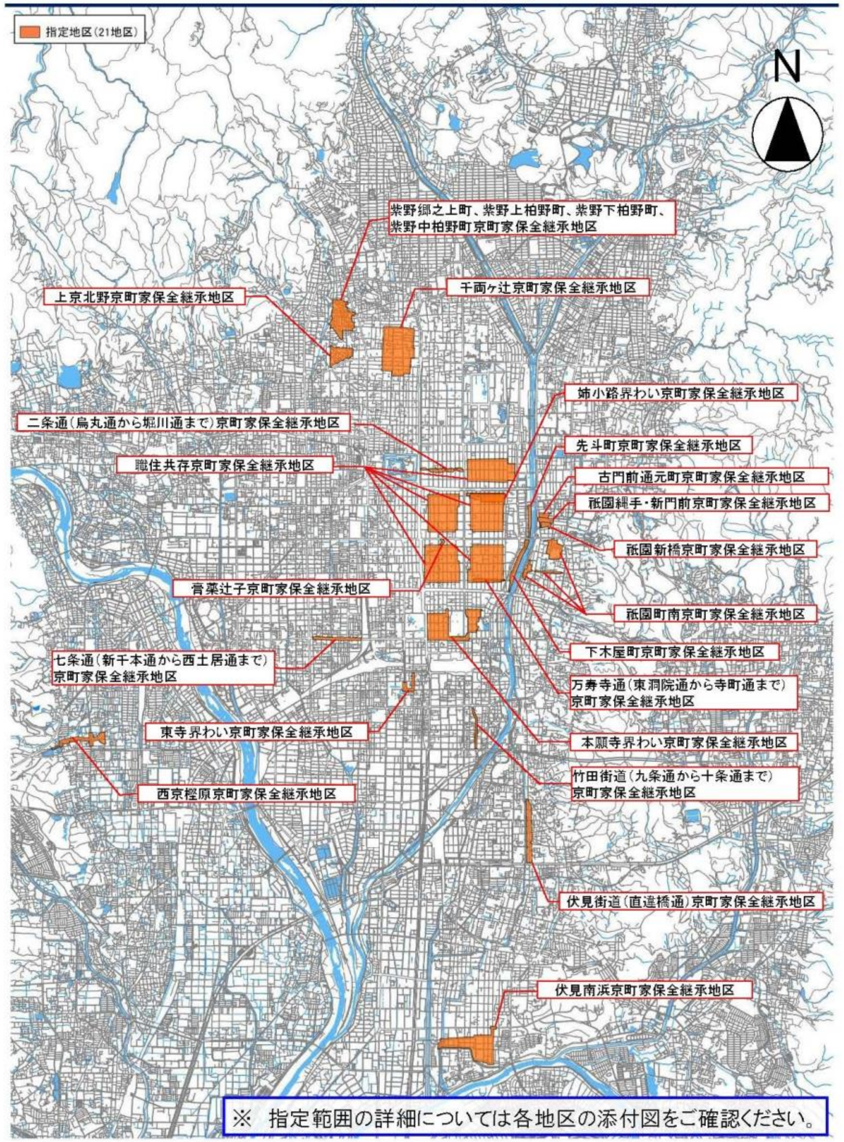

指定地区の位置（21地区が指定）

③支援制度メニュー

- 京町家の保全・継承のため、修理・修景や活用支援等、多様なメニューが用意されている。

種類	支援制度
維持管理の経済的負担軽減	●京町家保全・継承応援金 • 最優先で保全を図るべき京町家を対象に、日常的な維持管理に係る所有者の経済的な負担等を軽減するための応援金を交付します。
修理・修景補助金等	●京町家改修補助金 • 京町家の保全・継承に必要となる改修工事にかかる費用の一部を補助します。 ●「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅　耐震・防火改修支援事業 • 土壁の修繕や木製防火雨戸の設置など京町家の耐震・防火改修工事費を補助します ●京町家まちづくりファンド改修助成事業 • まちづくりの活動拠点等となる京町家の工事費用の一部を助成します。
相談改修・活用支援	●京町家なんでも相談 • 改修、活用、相続など、京町家に関する様々な御相談をお受けします。また、専門相談において活用提案を行います。 ●空き家活用・流通支援専門家派遣 • 空き家の活用・流通の専門家を無料で派遣します ●京町家の耐震診断士派遣 • 耐震診断士を無料で派遣します ●建築基準法の適用除外 • 京町家などに増築や用途変更などを行おうとする場合に、建築基準法の適用を除外し、景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を保存しながら、次世代へ継承する取組を進めています。
資料作成等	●個別指定京町家レポート・プレート • 御所有の個別指定京町家に関する情報をまとめた資料やプレートを交付します ●京町家カルテ・京町家プロフィール • 御所有の京町家に関する情報をまとめた資料を作成します（有料）
資金調達	●京町家の購入や改修に活用できるローン • 京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫において、京町家の購入や改修資金に利用できるローンを取り扱っています。 ●住宅金融支援機構によるリフォーム融資（耐震改修工事） • 京都市の「まちの匠・ぷらす」事業を利用し、京町家の「本格的な耐震改修」を行う場合、住宅金融支援機構の「リフォーム融資（耐震改修工事）」を御利用いただけます。

④京町家改修補助金

- 京都の町並み、歴史、文化の象徴である京町家の保全・継承を推進するため、京町家の改修工事にかかる費用の一部を補助が受けられる。

補助率・補助金限度額

<table>
<tr><th>対象建築物</th><th>未指定京町家</th><th>京町家条例に基づく指定地区内の京町家</th><th>京町家条例に基づく個別指定京町家</th></tr>
<tr><td>補助率</td><td>１／２</td><td>２／３</td><td>２／３
(景観重要建造物は３／４)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">対象工事・補助金限度額</td><td rowspan="2">・特別外観工事
５００万円</td><td>・外観工事
・内部工事
・設備工事等
・特別外観工事</td><td>・外観工事
・内部工事
・設備工事等</td></tr>
<tr><td>２００万円※1
（特別外観工事を行う場合は５００万円※1）</td><td>５００万円※2</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>・構造健全化工事
（住宅以外の用途に限る）</td><td>住宅の場合は「まちの匠・ぷらす」をご活用ください</td></tr>
<tr><td colspan="2">６０万円</td></tr>
</table>

※１　内部工事と設備工事等の補助金額の合計は、１００万円が上限です。
※２　内部工事と設備工事等の補助金額は、それぞれ１２０万円が上限です。

特別外観工事とは・・

歴史的な形態又は意匠の外観要素が少ない京町家についてする外観工事であって、当該工事により京町家の形態及び意匠の模範となる外観に整備し、補助事業完了後に当該京町家を個別指定京町家に指定するために行う工事をいいます。
補助事業完了後、個別指定京町家に指定されることが要件です。

（特別外観工事のイメージ）

充実　他の補助制度と併用可能に

景観の補助金、文化財の補助金、耐震・防火改修工事に対する補助金（「まちの匠・ぷらす」）、省エネリフォーム補助金など、**他の補助金との併用が可能**です。ただし、補助の対象となる部分を区分する必要があります。

景観の補助金

充実　限度額のルールの見直し

これまで、過去に受けた補助金の累計額が限度額を超えないこととしていましたが、これを廃止しました。詳しくはお問い合わせください。

補助対象工事の事例

外観工事、特別外観工事、内部工事は、京町家の歴史的・伝統的な形態意匠の修理、復原等が対象です。

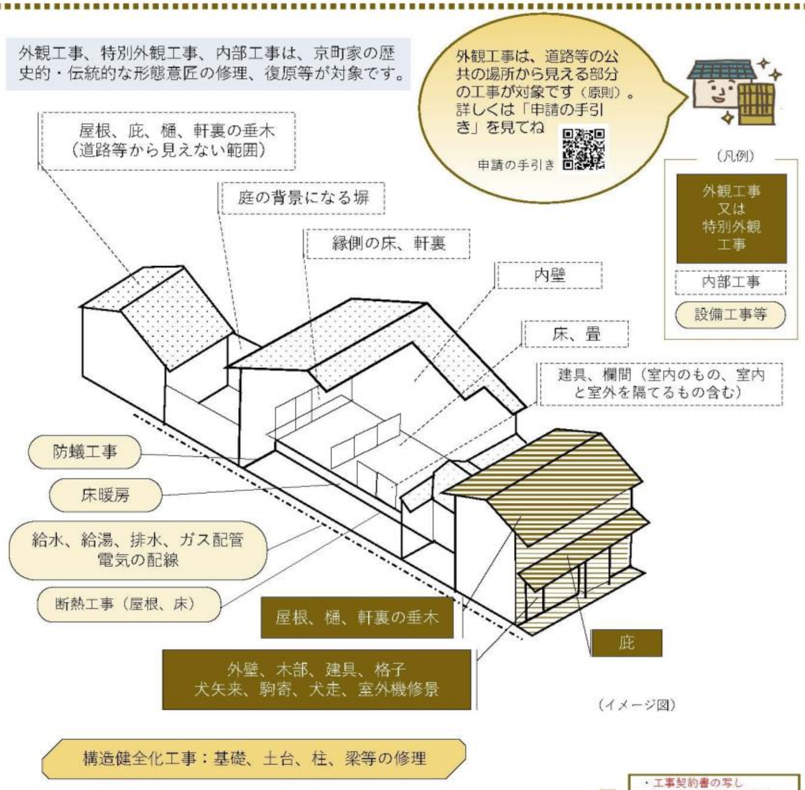

（イメージ図）

申請の流れ

事前相談 ➡ 交付申請 ➡ **交付決定** ➡ 工事請負契約 工事着手 ➡ 工事完了 ➡ 完了報告 補助金請求 ➡ **補助金交付**

- 交付申請：所有者以外の方が申請する場合は、所有者の同意が必要です。
- 交付決定：申請から**2**週間程度
- 完了報告・補助金請求：**２月１４日までに提出**
  - ・工事契約書の写し
  - ・補助事業に要した経費の内訳書
  - ・領収書の写し
  - ・工事前中後の写真の添付が必要です

- **工事の契約及び着手は、交付決定を受けた後に行ってください。**
- 毎年度、予算に達し次第、受付を終了します。事前相談には、１か月程度時間を要する場合もありますので、お早目にご相談ください。

代理受領制度（申請者の委任を受けた工事施工者が、申請者を代理して補助金を受領できる制度）を利用すると、申請者の一時的な費用負担を軽減できます。

⑤京町家の取壊しの危機を事前に把握し、保全・継承に繋げる仕組み

- 京町家について、取壊しも含めた処分を検討しようとする際に、早い段階で市に届出ることことで、京町家の保全・活用方法について幅広い選択肢を示し、京町家の保全・継承に繋げていく仕組みとして事前届出制度等を設けている。

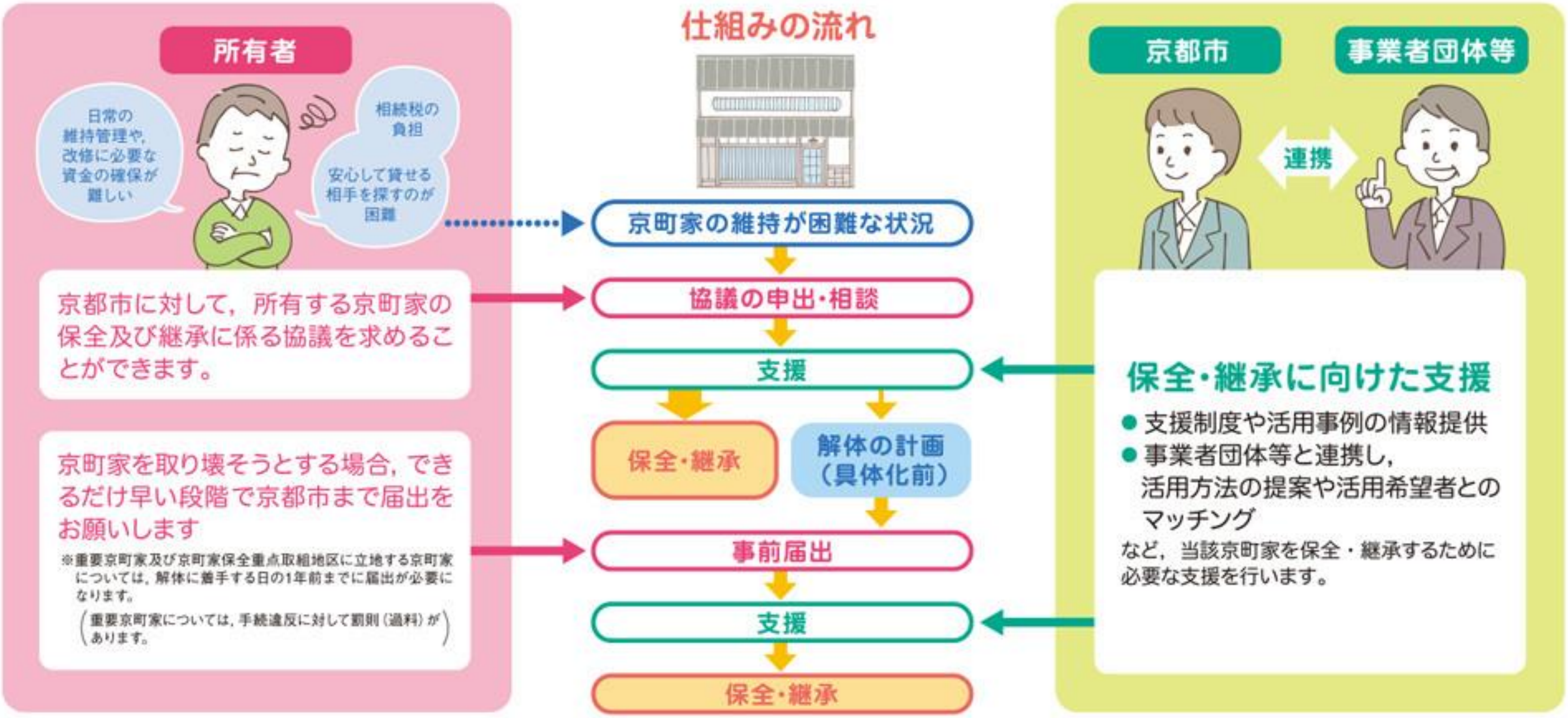

⑥情景条例の参考になりそうな事項

本条例のうち、「前文」及び基本理念等が情景条例の参考となりそうである。

（前文）

ここ京都では，悠久の歴史の中で，趣のある美しい町並みが形成されるとともに，茶道や華道に代表される伝統文化や，四季折々の 自然と共生する都市居住文化など，個性豊かで洗練された文化がはぐくまれてきた。 京町家は，このような先人から受け継いできた本市固有の 景観や文化を象徴するものであるとともに，今日においても，まちの暮らしの基盤として，また， 様々な 社会的・創造的活動の拠点として，京都の魅力あるまちづくりの貴重な資源となっている。

一方で，戦後，社会システム が変容し，また，経済効率性を優先する価値観が浸透していく 中で，多くの京町家が取り壊され，失われてきた。現在では， 京都文化への関心や環境意識の高まりなどを背景に，京町家の有する多様な価値が見直されつつあるとともに，市民をはじめとした 多様な主体により，京町家の保全・再生を目的とした取組が行われ，成果を挙げているが，それでもなお，京町家の滅失が進行し続けている。これは，京都のアイデンティティを脅かす，重大な危機である。

このような状況において，京都がこれからも世界の人々を魅了する都市であり続けるためには，その貴重な財産である京町家を保全し，これを将来の世代に受け継いでいく必要がある。

ここに，本市は，京町家の所有者その他多様な主体との協働の下に，京町家の保全及び継承を推進することにより，京都の伝統的な町並みや暮らしの文化を，守り育て，もって，環境と調和した持続可能な社会の実現に寄与することを目指して，この条例を制定する。

（基本理念）

第３条　京町家 の保全及び継承 は， 京町家が本市固有の趣のある町並み及び個性豊かで 洗練された生活文化を象徴するものであり，魅力あるまちづくりに欠くことのできない市民の貴重な財産であることに鑑み，所有者その他多様な主体の連携及び協力の下に，推進されなければならない。